

公布された条例のあらまし

◇地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 制定の理由

地方公務員法の改正に伴い、必要な改正等を行いました。

2 内容

- (1) 次の条例について、職員の定年の引上げ、60歳に達した職員の給与等に係る規定を定めるほか、必要な改正を行いました。（第1条～第16条関係）

ア 静岡県職員の定年等に関する条例

イ 職員の給与に関する条例

ウ 静岡県教職員の給与に関する条例

エ 静岡県地方警察職員の給与に関する条例

オ 職員の分限に関する条例

カ 職員の懲戒の方法及び効果に関する条例

キ 静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例

ク 静岡県職員の旅費に関する条例

ケ 静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

コ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例

サ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

シ 静岡県職員の育児休業等に関する条例

ス 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

セ 静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

ソ 静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

タ 静岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

- (2) 静岡県定年退職者等の再任用に関する条例を廃止することとしました。（第17条関係）

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 地方公務員法の改正に伴い、国家公務員の退職手当の改正に準じた措置を講ずるため、60歳に達した日以後に退職した者に係る退職手当の基本額の取扱いについて定めるほか、必要な改正を行いました。

（第2条、第2条の4、第4条～第5条の4、第6条の2、第6条の3、第6条の5、第14条、第15条、第17条、附則第14項、附則第18項～附則第29項、静岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年静岡県条例第33号）附則第8項、附則第14項関係）

- (2) 雇用保険法の改正の趣旨等を踏まえ、失業者の退職手当について、退職の日後に事業を開始した職員

がその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間を受給期間に算入しないこととする等の改正を行いました。（第10条、附則第15項関係）

(3) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県職員の高齢者部分休業に関する条例

1 制定の理由

加齢に伴う諸事情により常時勤務を定年まで継続することを希望しない職員が、勤務時間を減じつつ定年まで勤務することを可能とする高齢者部分休業制度を創設するため、条例を制定しました。

2 内容

- (1) 高齢者部分休業の承認等について定めました。（第2条関係）
- (2) 高齢者部分休業取得中の給与について定めました。（第3条関係）
- (3) 高齢者部分休業をした職員の退職手当の取扱いについて定めました。（第4条関係）
- (4) 承認の取消し又は休業時間の短縮について定めました。（第5条関係）
- (5) 休業時間の延長の承認について定めました。（第6条関係）

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県都市公園条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 愛鷹広域公園の多目的競技場の電光表示盤を更新することとしたことに伴い、大型映像装置による広告の利用料金の種別に当該施設を追加しました。（別表第5関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

特定非営利活動法人の事務負担の軽減等を図るため、閲覧又は謄写の用に供する書類の提出に係る規定を削除するほか、必要な改正を行いました。（第2条、第2条の2、第4条、第8条、第12条、第15条の2関係）

2 施行期日

この条例は、令和4年12月1日から施行することとしました。

◇静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 特定非営利活動促進法施行条例の改正に伴い、現在、市が処理することとしている事務の削除をする改正を行いました。（別表第1関係）
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に基づく申請の手続について、電子情報処理組織を使用して行う申請の受付が開始されることに伴い、必要な改正を行いました。（別表第1関係）
- (3) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の廃止に伴い、現在、静岡市及び浜松市が処理することとされている事務の削除をする改正を行いました。（別表第1関係）
- (4) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、1の(3)については公布の日から、(1)については令和4年12月1日から、(2)については令和5年1月11日から施行することとしました。